

## フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第22回】「単独の新設分割による子会社設立～連結財務諸表作成会社の場合～」

(※単独の新設分割による子会社設立に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

### 【STEP1】親会社の資産、負債及び評価・換算差額等の帳簿価額の算定

親会社が単独で新設分割により子会社を設立する場合、共通支配下の取引に該当するため、子会社は、親会社から移転する資産、負債、評価・換算差額等(新株予約権を含む。以下、同様)の適正な帳簿価額を引き継ぐ。

そのため、親会社は分割期日の前日に決算を行い、個別財務諸表上の適正な帳簿価額を算定する。

### 【STEP2】親会社における財務諸表処理

親会社は、【STEP1】で算定した資産、負債及び評価・換算差額等を子会社に移転させる。その移転に対して子会社株式を取得する。

この子会社株式の取得原価は、移転事業に係る資産及び負債の金額から移転事業に係る評価・換算差額等を控除した金額(以下、「移転事業に係る株主資本相当額」という)となる。また、移転した事業に対する投資は、新設分割後も実質的に継続しているため、移転損益は認識しない。

また、移転事業に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、子会社株式の取得原価に含めずに、子会社株式に係る一時差異に対する繰延税金資産及び繰延税金負債として計上する。したがって、親会社で計上されていた移転事業に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、子会社に移転されるが、親会社の個別財務諸表には、子会社株式に係る一時差異に対する繰延税金資産及び繰延税金負債として計上されることになる。

## フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第22回】「単独の新設分割による子会社設立～連結財務諸表作成会社の場合～」

(※単独の新設分割による子会社設立に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

### 【STEP3】 子会社の個別財務諸表上 における会計処理

子会社は【STEP1】で算定した資産、負債及び評価・換算差額等を引き継ぐ。移転事業に係る株主資本相当額は、新設分割計画で決定した資本金及び資本剰余金の額とし、利益剰余金はゼロとする。

### 【STEP4】 連結財務諸表における 会計処理

単独新設分割は、企業グループ内で行った取引であるため、親会社が取得した子会社株式と子会社で増加した資本金及び資本剰余金は内部取引として消去(投資と資本を相殺)する。

また、子会社株式に係る一時差異に対する繰延税金資産及び繰延税金負債も上記の投資と資本の相殺において投資の金額に含めて消去する。

### 【STEP5】 共通支配下の取引の注記

企業結合年度において、共通支配下の取引等に係る重要な取引がある場合には、以下の(1)から(3)を注記する。なお、個々の共通支配下の取引等についての重要性は乏しいが、企業結合年度における複数の共通支配下の取引等全体では重要性がある場合には、当該企業結合全体で注記する。

(1) 企業結合の概要

結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

(2) 実施した会計処理の概要

(3) 子会社株式の取得原価の算定に関する事項

追加取得した子会社株式の取得原価の対価の種類ごとの内訳

なお、計算書類では、上記のような注記は必ずしも求められていない。